

春日井市サービスコーナー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上を図るため、公共施設で住民票の写し等の証明書を発行する春日井市サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）の設置及び取扱業務について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次の施設にサービスコーナーを設置する。

施設名	所在地
南部ふれあいセンター	春日井市下条町 666 番地 6
西部ふれあいセンター	春日井市宮町 3 丁目 8 番地 2
鷹来公民館	春日井市町屋町 3610 番地 1
坂下公民館	春日井市坂下町 4 丁目 250 番地 1

(取扱日等)

第3条 サービスコーナーの取扱日は、各施設の開館日とする。ただし、春日井市の休日を定める条例（平成2年春日井市条例第18号）第1条に定める市の休日は、取扱わないものとする。

2 サービスコーナーの取扱時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(取扱業務)

第4条 サービスコーナーで取扱う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 戸籍全部事項証明書及び戸籍個人事項証明書（本籍が春日井市以外のものを除く。）の交付
- (2) 戸籍の附票の写し（除籍・改製原戸籍の附票を除く。）の交付
- (3) 住民票の写し（広域交付住民票を除く。）の交付
- (4) 住民票記載事項証明書の交付
- (5) 住民票コード確認票の交付
- (6) 印鑑登録証明書の交付

- (7) 所得課税証明書、所得証明書、非課税証明書、扶養証明書及び事業所証明書の交付
- (8) 物件証明書（土地・家屋）、評価証明書（土地・家屋）、公租公課証明書（土地・家屋）、評価通知書（土地・家屋）及び課税台帳証明書（名寄帳）の交付
- (9) 納税証明書（市民税・県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税及び国民健康保険税）、納付証明書（介護保険料及び後期高齢者医療保険料）、継続検査用納税証明書及び滞納がないことの証明書の交付

（取扱者）

第5条 サービスコーナーの取扱者は、市民生活部戸籍住民課長の指揮監督を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、春日井市都市計画事業春日井前高特定土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定（「春日井市松新町1丁目3330番地1」を「春日井市松新町1丁目4番地」に改める部分に限る。）は、春日井都市計画事業勝川駅前土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。